

大井町総合計画審議会条例

昭和41年6月1日条例第9号

改正

昭和42年4月27日条例第11号

昭和48年3月28日条例第16号

昭和57年3月18日条例第5号

平成8年9月17日条例第14号

平成18年3月20日条例第1号

平成20年3月24日条例第2号

令和元年6月12日条例第6号

大井町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、大井町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、大井町総合計画の策定、その他その実施に必要な調査及び審議を行うため、大井町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会の委員は、17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 町議会の議員 2人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 自治会長 3人
- (5) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 3人
- (6) 学識経験を有する者 4人
- (7) その他町長が認める者 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任規定)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大井町新町建設審議会条例（昭和32年大井町条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成8年9月17日条例第14号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月12日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。